（2）離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その２　５２か月～４５か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			52か月契約	51か月契約	50か月契約	49か月契約	48か月契約	47か月契約	46か月契約	45か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	個人を除く									
	個人									
自家用乗用自動車										
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用									
	自家用									
小型二輪自動車										
軽自動車	検査対象車									
	検査対象外車						6,990			
原動機付自転車							5,540			
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										
緊急自動車										
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,910	5,900	5,880	5,860	5,850	5,830	5,810	5,800
	(ロ) 小型二輪自動車		5,910	5,900	5,880	5,860	5,850	5,830	5,810	5,800
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,910	5,900	5,880	5,860	5,850	5,830	5,810	5,800
		検査対象外車	5,900	5,880	5,860	5,850	5,830	5,820	5,800	5,780
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)								
		b 小型二輪自動車								
		c 軽自動車	検査対象車							
			検査対象外車					5,160		
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検査対象外被けん引軽自動車							5,110			

（注）１．本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州）以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの（沖縄県を除く。）をいう。

（2）離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その３　４４か月～３７か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			44か月契約	43か月契約	42か月契約	41か月契約	40か月契約	39か月契約	38か月契約	37か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	個人を除く									
	個人									
自家用乗用自動車										10,730
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用									
	自家用									
小型二輪自動車										8,060
軽自動車	検査対象車									9,490
	検査対象外車									
原動機付自転車										
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										
緊急自動車										5,490
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,780	5,760	5,740	5,730	5,710	5,690	5,670	5,660
	(ロ) 小型二輪自動車		5,780	5,760	5,740	5,730	5,710	5,690	5,670	5,660
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,780	5,760	5,740	5,730	5,710	5,690	5,670	5,660
		検査対象外車	5,770	5,750	5,730	5,720	5,700	5,680	5,670	5,650
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)								
		b 小型二輪自動車								5,240
		c 軽自動車	検査対象車							
			検査対象外車							
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検査対象外被けん引軽自動車										

（注）１．本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州）以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの（沖縄県を除く。）をいう。